

平成28年第2回睦沢町議会臨時会会議録

平成28年4月18日（月）午前9時開会

出席議員（14名）

1番	丸山克雄	2番	久我眞澄
3番	伊原邦雄	4番	久我政史
5番	田邊明佳	6番	麻生安夫
7番	清野彰	8番	今関澄男
9番	岡澤宏一	10番	中村義徳
11番	中村勇	12番	市原時夫
13番	田中憲一	14番	市原重光

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	鈴木庄一	まちづくり課長	鈴木政信
税務住民課長	中村精一	福祉課長	田邊浩一
総務課主査兼 總務班長	中村年孝	総務課主査兼 總財政班長	秋葉秀俊

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中村幸夫	書記	伊丹徳重
書記	麻生健介		

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件

日程第 3 承認第 1 号 平成 27 年度睦沢町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認
を求めることについて

日程第 4 承認第 2 号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるこ
とについて

日程第 5 承認第 3 号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
を求めることについて

日程第 6 承認第 4 号 睦沢町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を
改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第 7 議案第 1 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 2 号 平成 28 年度睦沢町一般会計補正予算（第 1 号）

（町長の提案理由説明・質疑・討論・採決）

◎開会及び開議の宣告

○議長（市原重光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年第2回睦沢町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎諸般の報告

○議長（市原重光君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、別紙のとおり出席者の報告がありました。

お手元に配付の印字物によりご了承願います。

◎議会関係の報告

○議長（市原重光君） 次に、本日の臨時会に係る議会運営委員会が本日8時30分から開催されました。

内容について、中村義徳委員長から報告があります。

中村委員長。

○議会運営委員長（中村義徳君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会から報告いたします。

本日午前8時30分から議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、本日招集されました平成28年第2回睦沢町議会臨時会にかかる日程等についての協議であります。

協議の内容について、お手元に配付の日程により説明申し上げます。

提出議案などについては、承認4件と議案2件であります。したがいまして、会期は本日1日限りとして予定をいたしました。

議員各位のご理解とご協力を願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

以上で、議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶

○議長（市原重光君） ここで、町長からご挨拶があります。

市原町長。

○町長（市原 武君） 本日は、平成28年第2回睦沢町議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、年度始め、また農業の田植え時期という大変お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

まず最初に、先程も黙禱をされました、最初に4月14日からの熊本県熊本地方を震源とする大きな地震があり、甚大な被害が発生いたしました。お亡くなりになられた方、けがをなされた方々、大きな被害に遭われた皆様に哀悼の意をささげ、またお見舞いを申し上げるものでございます。今も大きな余震が続いております。国を始めとする被災者への救命救急が急がれ、災害復旧への支援が早く進みますことを心より願うものであります。

さて、平成28年度に入り、先般ご承認いただきました役場組織の見直しによりまして、新しい課・班体制により業務をスタートいたしました。引き続き住民に親しまれ、わかりやすい事業推進に努めて参ります。

なお、本会議の執行部側の座席の変更も議長のお許しを得まして行いましたので、よろしくお願ひを申し上げます。

また、国の地方創生関連の交付金事業並びに経済対策等の事業の前倒しが進んでいることから、動向を注視し、新たな予算の確保、町事業の効率的な運営をより一層のスピード感を持って進めて参りたく、本臨時会の一般会計補正予算も、こうした考えによりましてご提案をさせていただいたものでございます。

なお、本日の案件につきましては、平成27年度睦沢町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求める件外3件の専決処分の承認と、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、平成28年度一般会計補正予算（第1号）の計6議案であります。

慎重にご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（市原重光君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより議長から指名をいたします。

5番、田邊明佳議員、6番、麻生安夫議員を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（市原重光君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定をいたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第3、承認第1号 平成27年度睦沢町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊丹書記。

（伊丹書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 承認第1号 平成27年度睦沢町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めるについて、提案理由のご説明を申し上げます。

補正額は7,992万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ36億2,759万円といたしました。

本補正は、平成28年度予算において執行する予定の事業でありましたが、国の補正予算による地方創生加速化交付金が採択されたため、平成27年度補正予算に計上いたしました。ま

た、交付決定が3月29日であり、年度内の執行が困難なため、繰越明許を設定いたしました。

歳出について申し上げます。

2款1項6目企画費において、具体的な生産物の指導や農産物、講演会の実施、新規就農者や定年帰農予定者を対象とした農業塾の開催などを行う農業と道の駅連携による持続可能な生産販売体制づくり業務委託、PFI事業に関し専門知識を有する者を活用し、助言、支援等を実施するPFI事業アドバイザリー業務委託、自治体PPSが家庭向けに販路を拡大する際、地域の事業者が窓口となって営業や料金徴収、請求業務を代行することで、利益を地域内に循環させることを目的としますが、町内には電力に関する業務のノウハウを要する企業がないことから、新電力事業の営業スキル研修及び普及啓発業務委託を計上いたしました。

また、PFI事業対象地の造成工事について、他の補助事業の対象とならない部分の敷地造成工事を計上いたしました。

歳入については、歳出で説明した経費の財源として、14款2項に地域住民生活等緊急支援のための交付金を計上いたしました。

以上の内容につきまして、議会を招集するいとまがなかったことから、補正予算（第5号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、これを報告し、ご承認を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 企画費ですが、スマートウェルネス関係だと思いますが、この予算、つまり前倒し的な予算ですが、全体の予算、それから施行期日等で、これはどのような変更がございますか。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきます。

全体の予算についてでございますけれども、今回、加速化ということで100%補助をいたしたことによりまして、スマートウェルネスタウン事業に伴うライフサイクルコスト、二十数年間のライフコストの中で、町の持ち出し分については、おおむね3,000万円強少なくなったということでございます。

それと、全体の計画の中でございますけれども、当初、新年度予算で発注、交付決定後の発注ということで考えておりましたので、時期的には2カ月から3カ月早まつていくのかなというところでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 私は全体縮小ということで考えていたわけですが、ただ予算では3,000万円程度負担軽減ということだそうですが、それで、業務委託は出ておりますが、町長は大枠で話していただいたんですが、具体的な委託する事業、それぞれどういうところに委託をするのか。信用出来るところだとは思いますが、確認をしたいと思います。これは三つありますよね。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 委託をどういうところにするのかということでございますけれども、本業務3件とも、公募型のプロポーザル方式ということで公募をしているところでございます。

それぞれその業務に合ったものを求めるということでございますが、まずアドバイザリーについてですけれども、当然、アドバイザリーの業務をやったことがないところはなかなか難しいということで、業務実績があるところを前提に求めているものでございます。そして、指名停止措置を受けていないものということ、それから破産者でないものということで、それらのものをクリアしているところ、当然、暴力団員でないことということも入っております。そういうことで募集をしているところでございます。

それと、農業と道の駅についてでございますけれども、こちらについても業務実績があるところを求めているということでございます。

新電力については、こちらのほうも同様でございまして、新電力事業の実績というか、やはり精通しているところを募集しているということで、それが要件ということになっているところでございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 最初の農業と道の駅うんぬんのところについては、これまでの経過もあると思うんですけども、ずっと引き続き生産者への促進という形で、色々技術指導などもあったと思うんですけども、そういうものも全部白紙にしてもう一回という意味ですか。継続性という点ではどうなんでしょう。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） こちらについては、27年度実施した事業の実績報告書がございますので、それを踏まえて、農業者の支援と新たな農業生産プロジェクト、そして新たな農業者育成プロジェクト、そして農業従事者の高齢化対応プロジェクト、さらには地域住民を主体にした加工品の生産プロジェクトを継続して実施するという形で募集をさせてもらっております。

○議長（市原重光君） 他に質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 平成27年度睦沢町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めるごとについては、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第4、承認第2号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊丹書記。

（伊丹書記朗読）

○議長（市原重光君） ありがとうございました。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 承認第2号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認

を求ることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が平成28年3月31日公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、睦沢町税条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要し、議会を招集するいとまがなかったため、3月31日に専決処分させていただきましたので、これを報告し、ご承認をいただくものであります。

改正の主なものは、法人税割の標準税率及び制限税率の引き下げ、軽自動車税の環境性能割についての規定であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 命によりまして、承認第2号のご説明をさせていただきます。

お手数ですが、議案審議資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

今回、改正の主な内容ですが、丸で示してあります法人税割の税率の引き下げ、また軽自動車税の見直しの関係となっております。

内容につきましては、まず1点目の法人税割の税率の引き下げですが、資料の3ページをご覧いただきたいと思います。

3ページの下段になります。

法人税割の税率ということで、現行100分の9.7を100分の6に引き下げる改正でございます。これは平成29年4月1日からの施行となります。

続いて、4ページから9ページまでにつきましては、普通徴収に係る個人の町民税と法人町民税の延滞金の計算期間の一定期間を控除して計算する規定となっております。こちらについては、平成29年1月1日からの施行となっております。

続いて、2点目の軽自動車税の見直しの関係ですけれども、資料の11ページをご覧いただきたいと思います。

11ページの第80条でございますけれども、平成29年4月に消費税10%に引き上げ時において自動車取得税を廃止するということになっております。それに伴いまして、現行の軽自動車税にプラス、今度は環境性能割というのが賦課されてきます。こちらにつきましては、今まで自動車取得税は県で行っていましたけれども、来年の4月から市町村に事務がおりてくるということであります。

次の12ページになりますけれども、軽自動車税のみなし課税、第81条でございますけれど

も、こちらにつきましては、車の売買、自動車メーカーか何かが所有者になっていました割賦販売とかの関係になりますけれども、所有者が自動車メーカーで買い主が個人、町民の方が買い主の場合、その取得、買った人が所有者とみなして課税されるものでございます。

12ページの一番下の下段になりますけれども、81条の2でございますけれども、こちらにつきましては、日本赤十字社が所有する軽自動車に対する非課税の規定を設けたものでございます。こちらにつきましては、今まで現行で第80条の2で規定してありましたけれども、今度、改正で81条の2のほうにそのまま移行されたものでございます。

続いて、13ページをご覧いただきたいと思います。

上の第81条の3から14ページの81条の8までにかけては、環境性能割につきまして規定を設けたものでございます。

まず、一番上の課税標準ですけれども、こちらにつきましては、税抜きの車両価格に対して0.9を掛けて、その取得価格を求めるものでございます。

次に、81条の税率の関係ですけれども、こちらにつきましては、100分の1、100分の2、100分の3とございます。100分の1につきましては、平成17年排出ガス基準であります75%低減ということで、四つ星のついた車でございます。それにプラス、平成32年の燃費基準達成車でございます。次の100分の2の2%につきましては、平成27年の基準達成プラス10%達成車となっております。次の3%につきましては、今言った以外の車が3%という規定でございます。この環境性能割の徴収の方法につきましては、申告納付で納めていただくという規定でございます。

次の14ページの82条になりますけれども、こちら軽自動車税という、今までの賦課していく現行のものでございますけれども、こちらにつきましては、軽自動車税を種別割と名称を変更する改正の規定となっております。

続いて、19ページをご覧いただきたいと思います。

19ページの下段になりますけれども、附則になります。こちらにつきましては、特定一般用医薬品を購入し、支払った場合の医療費控除の特例を規定したものであります。こちらにつきましては、今まで通常、申告で医療費控除がありますけれども、これにつきましては、薬を買った場合の費用を医療費控除しましようということであります。こちらについては、特定健診、予防接種を受けていることが条件となります。薬の購入費用は年間10万円を限度としまして、年間1万2,000円を超えた分、8万8,000円が限度として所得控除となる規定でございます。こちらは平成30年度から平成34年度まで5年間の特例規定でございます。

続いて、21ページをご覧いただきたいと思います。

上からですけれども、環境性能割の賦課徴収の特例ということで、15条の2でございますけれども、こちらについては当分の間、県が賦課徴収を行うということでございます。

次の減免の特例、15条の3ですけれども、こちらについては障害者等が自ら運転をする車、家族が障害者のために使用する車が減免の扱いとなります。

21ページの一番下、下段になりますけれども、環境性能割の税率の特例ということで、先程100分の1から100分の3までご説明いたしましたけれども、特例としまして1%、2%、3%なんですけれども、次のページの下の2項になりますけれども、こちらについては100分の3とあるのを100分の2、当分の間は3%については2%とするというものであります。軽自動車については、全て最高2%が上限ということになります。

続いて、16条以降につきましては、エコカー減税ということで、さらに翌年度、29年度も引き続き軽減をしていくという規定でございます。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 最初に、これだけ住民の暮らしにかかわる細かい改正の内容について、一部改正の専決処分の承認を求めるということで、内容が事前に全くわからないという段階で、今の説明で判断してくださいというのは、余りに私は、資料という形で、例えば本会議のときは3日前に出しているわけですから、その程度の配慮はあっていいのかなということを一言申し上げておきたいと思います。この場でばばっと説明して、さあどうだということになれば、議員として責任を持って賛否出来るのかという根本問題。字句、條の問題だったら別に構わないですよ、それは。だけれども、これだけ重要な問題ですから、一言言っておきたいと思います。

それから、軽自動車の関係ですが、なかなか複雑でして、問題は、消費税を10%にするから軽自動車取得税を廃止しようと政府が決めたと。これもちょっとおかしな話なんですよ、消費税を上げなきゃいいわけですから。しかし、そうなっちゃうと地方自治体の財源の一部がなくなっちゃうということで、地方自治体はこれは困るということになりますよね。それで妥協の産物的に、今度は環境性能割と。これもまた、つまり新車をどんどん買ってください

いと、そうすれば税金も安くなりますよと、自動車会社は喜ぶでしょうけれども。全体環境がよくなる点はいいわけですけれども、そういういい面と問題点と二つまざったような内容なので、私はちょっとこれは疑問はあるんですが、ただ、この条例自体で、これまでの自動車取得税の流れに対して、軽自動車を持っている方の負担は具体的にはどうなりますか。

例えば、一番最新のものを持っている方と、それからそれ以外の、要するに古いと言ったらおかしいけれども、そういう方の負担という点ではどう変わりますか。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 新車購入の場合ですと、税率2%に上限を抑えるということです、負担は重くないと思います。中古車については、ほぼ90%が取得税はかかるっていないという話を聞いております。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 何で県、当分の間の県と、その当分の間もわからないし、県というのもわからないんですが、何か町に移行すると問題があるんですか。町と本来なっているのに、わざわざ県に当分の間となっているのは何かというのが一つです。

それから、もう一つついでに言っておきますが、いわゆる医薬品の問題で、OTC医薬品というものについての1万5,000円以上かかった場合について、10万円までは税のときの控除になるということでありますけれども、結局この狙いというのは、お医者さんにかかりないで、自分の判断で医薬品を買えば、それで治せばいいですよと。医療費がどんどん上がる一方、あなたたちは自分の判断で医薬品を買ってやれば税控除になりますということですから、ますますそういう点では、専門家による病気の判断、そして治療というところから遠ざけることになりかねないという側面もあるわけですが、ただ、医薬品を買って控除になるという点ではプラスの面もあるわけですけれども、そういう健康上の影響ということについてはどうお考えか。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 1点目の軽自動車税の環境性能割の関係ですけれども、こちらは県のほうが当分の間やりますけれども、徴収した税収については町のほうに交付するということで、徴収した5%を県に徴収取扱費として支払うということでございます。

次の医薬品の関係ですけれども、こちらにつきましては、薬剤については、一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品ということですので、同じ成分を含んだ薬となります

で、健康には支障がないかと思われます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 県に収入の5%を取られるんだったら、うちらでやるということです。町の収入にしたほうがいいんじゃないんですか。何か事務上まずいことがあるんですか。別にわざわざ、実際色々な事業をやるのは町なんだから、県に5%払う必要もないと思うんですが、どうですか。

それから、成分が同じだからと。私は成分のことを言っているんじゃないです。医者の判断でやる医療用医薬品とOTC医薬品という、いわゆる医者が処方する以外のものということで、処方する薬は同じなんです、それは性能が同じなんだから。何を処方するかということが素人判断でなってしまうんだからということを私は言っているわけです。だから同じだと、成分は同じでも判断基準が素人になるでしょうということで、そういう問題はないんですけど、そういうこともお考えでこれを出されたのですかということを言っている。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 医薬品のほうの関係でございますけれども、先程担当課長からお話をありましたように、お医者さんで処方するものと同じ成分のものについてということでございますが、今回は、同じ成分だというようなことから、それも医療費控除の対象に含めることで、決して医者に行くなということではなくて、そういうことがもしあったとすると、それも医療費控除に含めるというような改正ということで、法律の趣旨だったと思います。

そのようなことで、法律に基づいて、条例についても合わせるということでやっておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） だから私が今言っているように、同じ成分じゃなくて、判断するのは素人判断じゃないですかと、そういうリスクもあるのではないかと、それは認めたらどうなんですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） そこら辺については、特に素人判断を勧めるというものではなくて、そういうことがあった場合にも医療費控除の対象にするということだと思いますので、そこ

ら辺については、議員おっしゃるように、個人で判断するということになると、確かに違ひがあるというふうに認めざるを得ないと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号 瞳沢町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて
は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第5、承認第3号 瞳沢町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例の専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊丹書記。

（伊丹書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 承認第3号 瞳沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決
処分の承認を求めるについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が平成28年3月31日公布され、同
年4月1日から施行されたことに伴い、瞳沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の

制定について、緊急を要し、議会を招集するいとまがなかつたため、3月31日に専決処分させていただきましたので、これを報告し、ご承認をいただくものであります。

改正の主なものは、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 命によりまして、承認第3号のご説明をさせていただきます。

審議資料の31ページをお開き願います。

国民健康保険税につきましては、今回、課税限度額の引き上げと低所得者への軽減措置の拡充が行われたところでございます。

賦課限度額は、平成27年度の税制改正においても引き上げられたところですが、平成28年度は、基礎課税額に係る課税限度額を現行の52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の17万円から19万円に、それぞれ引き上げさせていただくものでございます。これによりまして、年間の限度額全体額になりますけれども、85万円から89万円となります。

また、軽減措置の拡充でございますけれども、こちらも昨年も改正されたところですが、今回は5割軽減、2割軽減基準の軽減判定所得について改正が行われるもので、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を26万円から26万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の判定につきまして、被保険者数に乗すべき金額を47万円から48万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

以上で承認第3号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（市原重光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 確認ですけれども、つまり限度額の問題ですから、これまで課税対象になっていた部分が増えるということですね。つまり軽減されていくということですね。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 限度額の関係、こちらにつきましては、全体で85万円から89万円、高所得者の世帯については4万円最高上がる形になります。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これは最高限度額について今言ったわけ、最高限度額。私が言っているのは、課税の対象については、課税にならない部分については増えるということとは違うんですか。最高について言っているわけ、今。最高額が上がるということを言っているわけ。そういうことを言っているの。もう一回確認ですが、最高額が上がる部分についての所得というのはどの位の対象ですか。それと、睦沢町ではどの位対象、毎年なっているんですか。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 27年度の実績でございますけれども、医療の基礎課税分について14世帯、後期高齢者の課税については19世帯、介護世帯については3世帯という実績でございます。

○議長（市原重光君） 他に質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第6、承認第4号 睦沢町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについてを議題といたし

ます。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊丹書記。

(伊丹書記朗読)

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 承認第4号 睦沢町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、睦沢町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要し、議会を招集するいとまがなかったため、3月31日に専決処分させていただきましたので、これを報告し、ご承認をいただくものであります。

改正の主なものは、行政不服審査法の施行に伴い、所要の整備を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 命によりまして、承認第4号のご説明を申し上げます。

審議資料の36ページをご覧いただきたいと思います。

改正後の固定資産評価審査委員会条例の適用について、平成28年度以降の年度分の固定資産台帳に登録された価格に係る審査の申し出としていたものを、平成28年4月1日以降に公示がされる場合に改めるものでございます。

固定資産の価格等を登録した場合、直ちに公示することとなっております。価格等を修正した場合は、その後に公示がされるための条文を改めるものでございます。

説明は以上で終わります。よろしくお願いします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 決定と公示は同日だから、実質的には同じだと思うんですけども、それを分けた理由は何ですか。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 分けた理由ということでございますけれども、3月末までに市町村は価格を決定して、それを台帳に登録をし、直ちに公示をするということになっております。今回、国のはうの改正ですと、台帳に登録された価格を公示という表現を変えたものでございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） よくわからないんだけれども、台帳に記載したことが公示なんですか。違うんじゃないの。つまり台帳に記載したのは内部の問題で、公示は、一般住民なりにこういうふうにやったということで、そこから発生するという意味だから、より正確にしたということが正解な答弁じゃないの。

○議長（市原重光君） 税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 市原議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（市原重光君） 他に質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第4号 瞞沢町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君）　日程第7、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊丹書記。

(伊丹書記朗読)

○議長（市原重光君）　ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原　武君）　議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案件につきましては、3月議会で町税等徴収補助員の報酬額の改正をご審議、ご可決いたしましたところですが、介護保険料の徴収業務の追加が欠落をしており、誠に恐縮でございますが、本臨時会へ提案をさせていただくものでございます。

内容といましましては、介護保険料の滞納者に対し、効率的な徴収業務を実施出来るよう、町税等徴収補助員の徴収業務に介護保険料の徴収を追加し、本業務に対し報酬を支払うこととするものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君）　ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君）　ちょっと確認ですけれども、介護保険料についての徴収をお願いするというのは、これまでの中にあったということで、言葉上、「税」と入っちゃうと矛盾するということなんですか。今の町長の説明だと新たに介護保険料と聞こえたので、そこだけはっきりさせてください。

○議長（市原重光君）　市原町長。

○町長（市原　武君）　市原議員おっしゃるとおりで、介護保険についても想定をしておったわけですが、表記に税が入っておるので、そうすると入らなくなってしまうということで、3月議会に提出するときの誤謬ということで、それを訂正させていただくものです。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（市原重光君） 他に質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第8、議案第2号 平成28年度一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊丹書記。

（伊丹書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第2号 平成28年度睦沢町一般会計補正予算（第1号）の提案理由のご説明を申し上げます。

補正額は8,561万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ35億4,061万円といたしました。

まず歳出について申し上げます。

2款1項総務管理費につきましては、13節の業務委託料は、先程ご承認をいただきました平成27年度補正予算の地方創生加速化交付金により実施することとなったため減額いたしました。

また、15節の附帯道路改良工事は、社会資本整備総合交付金が当初の見込みより多く配分されたことなどから、次年度以降に実施予定であった周辺道路整備を前倒しして実施するため、追加をいたしました。

24節の自治体P P Sにつきましては、当初は、3分の1以上の出資で重要事項の否決権が得られることから予算を計上しておりましたが、予算審査特別委員会でも説明をさせていただいたとおり、町から取締役を出すことで、対外的に信用が得られやすいことや、周辺市町村、地元企業等への営業や契約がスムーズに行われるとともに、睦沢町の知名度アップ等が図れるものと考えます。このことから、普通地方公共団体の長が取締役たることが出来るためには、地方自治法第142条及び同法施行令第122条により、町は資本金の2分の1以上を出資することが条件となることから、出資金の追加をいたしました。

歳入につきましては、14款2項国庫補助金及び21款1項町債は、歳出でご説明いたしました財源として加減いたしました。また、18款1項繰入金は財源調整のため減額をいたしました。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） C H I B Aむつざわエナジーですけれども、つまり技術的に参加をしていただく企業ですけれども、これの信用度というのはどういうふうに判断をされたのか。具体的にもう決まっているということですね。その会社名と、それから、例えば他の自治体でもこういうふうにやっていらっしゃるというような含めた信用度はどうか。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） パートナーとなる民間電気事業者についてのことだと思われますけれども、こちらについてはパシフィックパワー株式会社を予定しておるということですございます。

この事業は、パシフィックパワーからの民間提案を受けて、検討、採用した事業でありまして、パシフィックパワーが町の事業パートナーとして適切であると判断した上で、共同事業者としたいという考えでございます。

また、本事業の導入については、経済産業省の地産地消型再生可能エネルギー面的利用等

推進事業事業化可能性調査というものを、パシフィックパワーと一緒に共同申請して行っているということでございます。

本事業は経産省からの直接補助で、直接パシフィックパワーに補助金が行っていますので、町からの歳出はないということでございますけれども、検討に当たって、積極性や他の事業者とは異なり、企業の利益追求のみでなくて、本事業の本来の趣旨である公共施設を始めといたします町内の法人あるいは各家庭での電気代の削減と併せて、地域資源や地域人材を主眼に置いた資金の地域循環、これを目的とした経営手法を評価したということでございます。

なお、他の事業者からの提案もあったわけでございますけれども、ただいま申し上げました地域循環に関するもの、対応した提案はされておらず、公共施設への電気代の小売のみといった企業利益追求型と思われる提案となっていましたので、共同事業者として適切でないと判断しております。

したがいまして、今回の共同事業者としてパシフィックパワーを予定しているということでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 当面の総発電量と、それから、今ちょっと民間もというような話もあったなんだけれども、具体的な販売先はどういうふうにお考えかということ。

それからもう一つ、今後、総電力量が拡張していくというような、そういうことですか。その辺の将来的な方向も含めて教えてください。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） まず発電量ということでございますけれども、本自治体PPSについて、発電は現在のところ行いません。販売ということになっております。販売なんですけれども、まずは町の公共施設に販売したいということで考えております。こちらについては、町の公共施設、事務所系やら学校系、色々あるわけでございますけれども、2016年においては、約2,000キロワット弱ということで進めていきたいなということで考えております。2020年、5年後になりますと、4,000近くまでは引き上げていきたいなという考え方でございます。これは一般家庭とか周辺、睦沢町以外の民間施設にも売っていきたいなという考え方でございます。当然、販売額が大きくなれば運営もしやすくなるということでございますので、ある程度の販売を広げていくということは考えております。

それと、将来ですけれども、今申し上げましたようにだんだん広げていくという形で、そ

の利益が出た分を地方創生、地域循環ということで、そちらのほうに回していきたい考えでいるということでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 私は、地域のエネルギーという点については、ずっと賛成をして提案をしてきたわけでありますが、価格、原理的に言えば、地域でやるわけですから、様々な経費については既存の電力よりもずっと安く上がるはずなんですが、価格については、それは今流通している部分よりも低くなると。高くなることはないとは思うんだけれども、原理的には確かに下がるはずなんだけれども、それはどうですか。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 価格でございますけれども、試算したもので申しますと、まず町の公共施設に販売した場合でございます。これについては、庁舎、総合運動公園、瑞沢小、こども園、土睦小、睦沢中、公民館ということで、施設全部を足したものでございますけれども、約10%程度削減が図れるなという見積もりでございます。金額にいたしますと、これはあくまでも見積もりでございますが、250万円程度、全体の公共施設で年間削減が図られていくのではなかろうかということでございます。

当然、各家庭においても、3%から5%程度は削減がされるというような見込みでございます。家庭については、全体の費用がそんなにかかっておりませんので、何千円という単位の年間で削減ということになります。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 審議資料に定款（案）ということで記載がされていますが、まず一つ、事業年度を10月1日からの年度にしているところの理由をお聞きしたいことと、それから、定款の作成代理人ということで、司法書士の平岡拓郎氏の名前が挙がっていますが、今の睦沢町と平岡さんとのつながりを教えていただきたいと思います。

定款案ということになっているので、まだまだ中身は、この短時間で見ることはちょっと出来ないのであれなんですけれども、その2点、事業年度の10月1日を考えているところと、司法書士との今現在の睦沢町のつながりを教えてください。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 事業年度、10月1日からということでございますけれども、こちらについては設立は5月に予定をしているんですけれども、それで小売の開始が10月1日からという予定をしておりますので、小売の開始時期を合わせて10月1日とさせていただいているものでございます。

それと、司法書士の平岡拓郎さんでございますけれども、こちらについては睦沢町とかわりは特にございません。パシフィックパワーのほうで採用している司法書士ということでございます。

なお、当定款についてとか、あと合弁契約書等があるわけですけれども、そちらについては、町の顧問弁護士ともこの内容を協議させてもらって、今のような内容を持っていっているということでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） わかりました。

事業年度の開始が10月1日からということでございますが、自治体で設立する中で、会計、そこの年度が出来れば4月に合わせたほうがいいのかなと、わかりやすいのかなと思うので、そこら辺も出来れば協議をしていただきたいなと思うところであります。

それと、自治体が事業主になるということで、定款の内容に関しては、本当に睦沢町の顧問弁護士等に十分精査をしていただきたいと思いますので、そこら辺、確認のほどよろしくお願いします。答弁は結構です。

○議長（市原重光君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 平成28年度睦沢町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定する方に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（市原重光君） 以上で本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第2回睦沢町議会臨時会を閉会します。

皆さんどうもご苦労さまでした。

（午前10時09分）